
(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)の制定について

日証協 平 16.12. 6

本協会では、10月19日の自主規制会議において、「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)を制定した。

(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴い、本協会に登録されているすべての店頭売買有価証券は、発行会社による所定の手続きを経て、同証券取引所に移行される予定であり、店頭売買有価証券市場のその役割を終えることから、閉鎖されることになるため、現在、本協会で制定・運用している店頭売買有価証券の関係諸規則(「登録等」、「売買その他の取引」及び「発行会社による会社情報の適時開示等」等の規則等)について、廃止等の所要の見直しを図るものである。

(注1) 9月29日付けで、(株)ジャスダックは、行政当局に対して証券取引所としての免許取得を申請し、12月3日付けで、内閣総理大臣より、証券取引法(昭和23年法律第25号)第80条第1項に規定する免許(証券取引所に関する免許)を交付されている。

(注2) 所定の手続きとは、発行会社が行う本協会への登録取消申請、(株)ジャスダック証券取引所への上場申請及びこれらに関する開示手続きである。

本理事会決議の制定、関係諸規則の廃止及び改正は、本協会が別に定める日から施行することとし、別に定める日は平成16年12月13日とすることとした。また、「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)付則第3項に規定される「施行日以後本協会が別に定める日」については、平成17年3月31日とすることとした(平成16年12月6日付け会員通知 日証協(店企)16第640号『「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)等の施行日取扱いについて」を参照)。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)の制定について

平成 16 年 10 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 制定の趣旨

現在、本協会に登録されているすべての店頭売買有価証券は、(株)ジャスダック証券取引所の創設(注1)に伴い、発行会社による所定の手続き(注2)を経て、同証券取引所に移行される予定であることから、本協会が制定・運用している店頭売買有価証券の関係諸規則(「登録等」、「売買その他の取引」及び「発行会社による会社情報の適時開示等」等の規則等)について、以下のとおり、廃止等の所要の整備を行うこととする。

なお、この理事会決議の制定は、(株)ジャスダックが行政当局から証券取引所の免許(証券取引法第80条第1項に規定する有価証券市場の開設に関する免許)を得て、証券取引所としての業務を開始(本年12月初旬を予定)することを前提とするものである。

(注1) 去る9月29日付けで、(株)ジャスダックは、行政当局に対して証券取引所としての免許取得を申請している。

(注2) 所定の手続きとは、発行会社が行う本協会への登録取消申請、(株)ジャスダック証券取引所への上場申請及びこれらに関する開示手続きである。

2. 制定の骨子

(1) 「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)の制定

本協会では、(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴い、店頭売買有価証券市場を閉鎖するため、「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)を制定する。(第1条、第2条)

(注) この「理事会決議」は、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなる。

(2) 経過措置の取扱い

施行日前の約定分に係る決済や過誤訂正の取扱い等についての経過措置を設けるため、「本協会が別に定める日」(注)までの間、本協会は引続き、店頭売買有価証券市場に係る諸規則のうち、必要な規定をなお適用することができる等の規定を設けることとする。

(付則 第2項)

(注)「本協会が別に定める日」とは、具体的には、平成17年3月下旬を予定している。

(3) 施行時期

この理事会決議は、(株)ジャスダックが証券取引所として業務を開始する日(具体的には、平成16年12月初旬を予定)から実施する。

(注) 具体的な施行日は、(株)ジャスダックが行政当局から証券取引所としての免許を取得した後、正式に決定する予定である。

3. その他

- (1) 上記2の「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」(理事会決議)の施行に伴い、本協会のその他の諸規則等について、所要の整備を行うものとする。なお、施行時期は、上記2(3)と同時に実施する。

- (2) 「外国証券の取引に関する規則」第38条の改正

近年、国内非上場外国株券等の国内公募件数は増加傾向にあり、当該外国株券等の引受等を行った協会の情報開示に果たす役割がより重要になっていることに鑑み、一層の投資者保護の観点から、当該外国株券等の発行者に関する情報収集業務の特例規定を設けることとする。

以 上

店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について（理事会決議）

（目的）

第1条 この理事会決議は、(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴い、日本証券業協会（以下、「本協会」という。）が開設する店頭売買有価証券市場を円滑かつ適切に閉鎖する観点から、店頭売買有価証券市場に関する公正慣習規則及びその細則並びに理事会決議（以下、「諸規則」という。）を廃止することを目的とする。

（廃止諸規則）

第2条 廃止する諸規則は、以下のとおりとする。

- （1）「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）及び同規則に関する細則
- （2）「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）及び同規則に関する細則
- （3）「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）及び同規則に関する細則
- （4）「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」（公正慣習規則第1号の4）
- （5）登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則
- （6）信用取引及び貸借取引に関する細則
- （7）登録銘柄の発行日取引に関する細則
- （8）IR活動の推進のための取扱いについて（理事会決議）
- （9）店頭株式入札事務処理要領（理事会決議）
- （10）株式投資単位引下げのための取扱いについて（理事会決議）
- （11）「信用取引及び貸借取引に関する細則」の取扱いについて（理事会決議）
- （12）約諾書に基づく遅延損害金の率（理事会決議）
- （13）合併等の場合における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて（理事会決議）
- （14）委託保証金の代用有価証券からの除外について（理事会決議）
- （15）「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）等の規則の取扱いについて（理事会決議）
- （16）日本銀行出資証券の店頭登録についての特例（理事会決議）

付 則

1. この理事会決議は、本協会が別に定める日から施行する。
2. 日本銀行出資証券については、本協会が別に定める日をもって、登録の取消しを行うこととする。
3. 施行日以後本協会が別に定める日までの間、本協会は、引き続き、第2条（2）に規定する規則のうち、店頭売買有価証券市場で行われた売買に係る決済、売買価格等に関する報告及び公表等に関する必要な規定について、なお適用することができる。

（注）この「理事会決議」は、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなる。

「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」（理事会決議）の施行に伴う その他の諸規則の一部改正等について

目 次

1. 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第2号）の一部改正及び同規則に関する細則の新設について
2. 「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正について
3. 「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則の一部改正について
4. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第6号）の一部改正について
5. 「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）の一部改正について
6. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）の一部改正について
7. 「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則第14号）の一部改正について
8. 「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第16号）の一部改正について
9. 「上場有価証券の安定操作取引について」（理事会決議）の廃止について
10. 「有価証券の公開買付者の関係者となる会員の遵守すべき事項等について」（理事会決議）の廃止について
11. 「選択権付債券売買取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
12. 「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
13. 「信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
14. 「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
15. 「証券業経理の統一について」（理事会決議）の一部改正について
16. 「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
17. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
18. 「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）の一部改正について
19. 「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について
20. 「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」（理事会決議）の一部改正について

以 上

「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)の一部改正について

平成16年10月29日
(下線部分変更)

新	旧
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u> 1 店頭有価証券 本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券をいう。 2 } } (現 行 ど お り) 5 (顧客からの確認事項等) 第4条 会員は、顧客から店頭有価証券の注文を受ける場合には、<u>あらかじめ次の各号に掲げる事項を当該顧客に確認するものとする。</u> 1 氏名又は名称 2 住所又は事務所の所在地 3 特に通信を受ける場所を定めたときは、その場所 4 代理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに代理人の権限の範囲 2 会員は、顧客から店頭有価証券の注文を受ける場合には、<u>その都度、次に掲げる事項について指示を受けなければならない。</u> 1 銘柄 2 自己又は委託の別 3 売付け又は買付けの区別 4 数量 5 価格 6 受渡しについての指示事項	(定義) 第2条 この規則における用語の定義は、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)第2条各号及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。以下「売買規則」という。)第2条各号に定めるもののほか、<u>次の各号に定めるところによる。</u> 1 店頭有価証券 本邦法人が本邦内において発行する証券取引所に上場されていない株券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。以下同じ。)、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券<u>(店頭売買有価証券を除く。)</u>をいう。 2 } } (省 略) 5 (売買規則の準用) 第4条 <u>売買規則第4条第1項及び第2項(第8号から第11号を除く。)、第34条、第36条第2項、第37条、第38条第1項、第41条、第42条及び第52条の規定は、店頭有価証券の店頭取引に準用する。この場合において、「店頭売買取引」とあるのは「店頭取引」と、「店頭売買有価証券」とあるのは「店頭有価証券」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>7 委託注文の場合は、その注文有効期間</u> (売買及び受渡し) 第5条 店頭取引は、委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。 2 店頭取引(委託の媒介を除く。以下この条において同じ。)の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目(休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。)の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。 3 $\{ \}$ (現行どおり) 13 (自己売買) 第6条 会員は、店頭有価証券について自己の計算による売買(以下「自己売買」という。)を行う場合においては、公正な価格形成及び経営の健全性を損なうことのないよう留意するものとする。 (共同計算の取引) 第7条 (現行どおり) (相場操縦等の禁止) 第8条 (現行どおり) (過当の取引) 第9条 (現行どおり) (買あおり又は売崩し) 第10条 (現行どおり) (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第11条 会員は、店頭有価証券については成行注文を受けないものとする。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (店頭有価証券の売買報告) 第13条 会員は、店頭有価証券について店頭取	(売買及び受渡し) 第5条 店頭取引は、委託又は仕切りの形式により、会員間又は会員と顧客との間の相対売買により行わなければならない。 2 店頭取引の受渡しは、個別受渡しとし、売買約定日から起算して4日目(休業日を除いて日数計算を行うものとする。以下この条における日数計算について同じ。)の日に行わなければならない。ただし、売方会員が買方会員の承認を受けたものについては、売買約定の日から起算して4日目の日前に、又は7日目の日までに、その受渡しを行うことができる。 3 $\{ \}$ (省 略) 13 (新 設) (共同計算の取引) 第6条 (省 略) (相場操縦等の禁止) 第7条 (省 略) (過当の取引) 第8条 (省 略) (買あおり又は売崩し) 第9条 (省 略) (新 設) (信用取引の禁止) 第10条 (省 略) (未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第11条 (省 略) (店頭有価証券の売買報告) 第13条 会員は、店頭有価証券について店頭取

新	旧
引を行ったとき(取扱会員が、グリーンシート銘柄の店頭取引について、第 40 条の規定に従って本協会に報告するときを除く。)は、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。	引を行ったとき(取扱会員が、グリーンシート銘柄の店頭取引について、第 40 条の規定に従って本協会に報告するときを除く。)は、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日(当日が休業日の場合は、翌営業日)までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。
2 <u>本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、会員に店頭取引の状況について報告を求めることができる。</u>	(新 設)
(店頭取扱有価証券の範囲)	(店頭取扱有価証券の範囲)
第 16 条 <u>店頭取扱有価証券とは、店頭有価証券のうち、次のいずれかに該当する発行会社が発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」という。)をいうものとする。</u>	第 16 条 <u>店頭取扱有価証券とは、次のいずれかに該当する発行会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券(店頭売買有価証券の発行会社が発行する本協会に登録されていないもの及び上場有価証券の発行会社が発行する証券取引所に上場されていないものを除く。以下「株券等」という。)をいうものとする。</u>
1 1 } (現行どおり)	1 1 } (省 略)
2 2 2 } (現行どおり)	2 2 2 } (省 略)
3	3
(会社情報の本協会への報告)	(会社情報の本協会への報告)
第 31 条 <u>グリーンシート銘柄(リージョナルとして区分したものを除く。以下、この条において同じ。)の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項において同じ。)は、当該グリーンシート銘柄の発行会社が「グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u>	第 31 条 <u>エマージング又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第 3 項において同じ。)は、当該グリーンシート銘柄の発行会社が「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 3。以下「開示規則」という。)第 5 条第 1 項及び第 12 条第 1 項に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。</u>
(削 る)	2 <u>開示規則第 5 条第 4 項の規定は、前項の規定による報告に準用する。</u>
(削 る)	3 <u>エマージング又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員は、当該グリーンシート銘柄の第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期における四半期財務・業績の概況を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。</u>
(削 る)	4 <u>投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員は、当該グリーンシート銘柄の発行者が第 1 項に掲げる事象に相当する事象に該</u>

新	旧
2 <u>グリーンシート銘柄の取扱会員は、前項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 3 <u>本協会は、第1項の報告の内容のうち会社情報等報告細則に定めるものを、その報告のあった日から公衆の縦覧に供するものとする。</u> (証券仲介業者に対する指導及び監督) 第46条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第15条第1項及び第2項、第18条第1項及び第2項、第20条第1項、第2項及び第4項、第26条第1項、第30条第2項、<u>第31条第2項、第32条第4項、第33条第2項、第35条、第36条、第37条の2並びに第43条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	<u>当する場合には、本協会に報告しなければならない。</u> 5 <u>グリーンシート銘柄(リージョナルとして区分したものを除く。)</u>の取扱会員は、<u>第1項、第3項及び前項の報告の内容を取扱部店に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</u> 6 本協会は、第1項及び第3項の報告の内容のうち<u>公衆の縦覧に供するものとして「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則(以下「開示細則」という。)</u>第8条に定めるものを、その報告のあった日から<u>同条に定める公衆の縦覧に供する期間を経過する日まで、公衆の縦覧に供するものとする。</u>この場合において、<u>開示細則第8条第1項第2号ル中「規則第7条の規定に基づき開示が行われた書類」とあるのは「開示規則第5条第1項に定める事情に該当したとして本協会に報告された内容又は第31条第3項の規定により四半期財務・業績の概況について本協会に報告された内容」と読み替えるものとする。</u> (証券仲介業者に対する指導及び監督) 第46条 会員は、委託先の証券仲介業者に対し、第3条、第15条第1項及び第2項、第18条第1項及び第2項、第20条第1項、第2項及び第4項、第26条第1項、第30条第2項、<u>第31条第5項、第32条第4項、第33条第2項、第35条、第36条、第37条の2並びに第43条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u>

グリーンシート銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則

(目的等)

- 第1条** この細則は、「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号。以下「規則」という。)第31条の施行に関し、必要な事項を定める。
- 2** この細則の規定は、グリーンシート銘柄の発行会社等(グリーンシート銘柄が株券等である場合の発行会社及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者をいう。以下同じ。)における会社情報等(グリーンシート銘柄が株券等である場合の会社情報及びグリーンシート銘柄が優先出資証券又は投資証券である場合の発行者情報をいう。以下同じ。)の本協会への報告について、取扱会員が報告すべき最低限の内容を定めたものであり、取扱会員は、この細則の規定を理由として、積極的かつ適時、適切な会社情報の報告を怠ってはならない。

(定義)

- 第2条** この細則における用語の定義は、規則に定めるところによる。

(本協会への報告項目)

- 第3条** 規則第31条第1項に規定する会社情報等報告細則に定める事象は、別表に掲げるものとする。

(取扱会員及び本協会における縦覧)

- 第4条** 規則第31条第2項及び第3項に規定する会社情報等報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中10に掲げるものを除く。)とする。

付 則

この細則は、本協会が別に定める日から施行する。

別表

I. エマージング又はフェニックスとして区分したグリーンシート銘柄

第 3 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。

報告事象欄	軽微基準欄
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し (2) (1)に規定する発行若しくは売出しに係る発行登録(その取下げを含む。)又は当該発行登録に係る発行若しくは売出しのための需要状況の調査の開始 (3) 資本の減少 (4) 資本準備金又は利益準備金の減少 (5) 商法第 210 条若しくは第 211 条の3の規定又は優先出資法第 27 条の規定による自己株式の取得 (6) 商法第 211 条の規定による自己株式の処分 (7) 株式の分割又は併合 (8) 利益若しくは剰余金の配当又は商法第 293 条の5に定める営業年度中の金銭の分配(以下「中間配当」という。) (9) 株式交換 (10) 株式移転 (11) 合併 (12) 会社の分割 (13) 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)が1億円未満であると見込まれること。ただし、株主割当(優先出資者割当を含む。)により発行する場合を除く。 次に掲げるもののいずれかに該当すること。 (a) 利益若しくは剰余金の配当又は中間配当の1株当たり若しくは1口当たりの額及び方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は中間配当と同一であること。 (b) 1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は1株当たりの中間配当の額をそれぞれ直近の1株当たり若しくは1口当たりの利益若しくは剰余金の配当の額又は中間配当の額で除して得た数値が0.8を超え、かつ、1.2 未満であること。 (a) 営業又は事業の一部を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 最近事業年度の末日における当該営業又は事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。 ロ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該営業又は事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該営業又は事業の譲渡による経常利益の増

(17) 子会社(証取法第166条第5項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を	基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が発行会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が子会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この1において同じ。)を乗じて得たものがいずれも発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が発行会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。 ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の最近事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。 次に掲げるもののいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年
--	---

伴う事項 (18) 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得	度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額）が発行会社の最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。 (c) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の経常利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (d) 子会社又は新たに子会社となる会社の最近事業年度の当期純利益金額（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (e) 発行会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する発行会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額）が発行会社の最近事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (f) 発行会社の最近事業年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高（新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する発行会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額）が発行会社の最近事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。 (g) 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が発行会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。 (a) 固定資産を譲渡する場合 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 イ 発行会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が発行会社の最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が発行会社の最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が発行会社の最近事業
--	--

(19) リースによる固定資産の賃貸借 (20) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止 (21) 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て (22) 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。) (23) 証取法第 27 条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。) (24) 当該発行会社が発行者である株券等に係る(23)に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る証券取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。以下「施行令」という。)第 31 条に規定する買集め行為(以下この(24)において「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示 (25) 発行会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与 (26) 代表取締役又は代表執行役(協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下同じ。)の異動 (27) 人員削減等の合理化	年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合 発行会社の最近事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。 (b) リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 新たな事業の開始の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による売上高の減少額が最近
--	---

(28) 商号又は名称の変更 (29) 1単元の株式の数の変更又は1単元の株式の数の定め廃止若しくは新設 (30) 決算期の変更 (31) 預金保険法(昭和46年法律第34号)第74条第5項の規定による申出 (32) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定調停手続による調停の申立て (33) グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事項 (34) 普通出資の総口数の増加を伴う事項 (35) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明(証取法第193条の2第1項の監査証明を含む。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動 (36) 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業的前提に関する事項を注記すること。 (37) (1)から(36)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 2 次に掲げる事実が発生した場合 (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (2) 主要株主(証取法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下この(2)において同じ。)又は筆頭株主(主要株主のうち所有議決権数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、同項に規定する議決権の取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)の最も多い株主をいう。)の異動 (3) 特定有価証券(証取法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。)の指定の取消しの原因となる事実	事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による経常利益の増加額又は減少額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 合理化の実施の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該合理化の実施による当期純利益の増加額又は減少額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 発行会社の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、最近事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
--	---

(4) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 (5) 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	(a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおりに認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 判決等により発行会社の給付する財産の額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ニ 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当期純利益の減少額が最近事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
--	---

(6) 免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発 (7) 親会社（証取法第 166 条第5項に規定する親会社をいう。(10)において同じ。）の異動 (8) 債権者その他の当該発行会社以外の者による破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（以下「破産の申立て等」という。） (9) 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。） (10) 親会社に係る破産の申立て等 (11) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。 (12) 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止 (13) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済	まれること。 ロ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が最近事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当期純利益の減少額が最近事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近事業年度の売上高が発行会社の当該事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の末日における純資産額の 100 分の3に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近事業年度の当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が最近事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。 (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経常利益の増加額が最近事業年度の経常利益金額の 100 分の 30 に相当
---	--

(14) 資源の発見 (15) 株主（優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。）による株式又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の差止めの請求 (16) 株主による株主総会（普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の招集の請求 (17) 保有有価証券（当該発行会社の子会社株式以外の国内の証券取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は中間会計期間の末日における時価額（当該日の証券取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の証券取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該発行会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。 (18) 社債券に係る期限の利益の喪失 (19) グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集その他グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する権利に係る重要な事実 (20) 他の種類の株式への転換が行われる株式のグリーンシート銘柄への転換、新株予約権の行使又は期中償還請求権が付されているグリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使 (21) 会社内容説明書、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。） (22) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。 (23) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、証取法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。 (24) 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財	する額未満であると見込まれること。 (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていづれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、最近事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
---	--

務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。 (25) (1)から(24)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の運営、業務若しくは財産又は当該グリーンシート銘柄に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの。 3 発行会社が親会社（当該発行会社の総株主の議決権（総出資者の議決権を含み、株式会社にあっては、商法第 211 条の2第4項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この3において同じ。）の過半数を保有している会社（会社以外の法人及び当該発行会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、2の(25)に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他本協会が適当と認める者である場合は、この限りでない。 (1) 発行会社の親会社の業務執行を決定する機関が、当該親会社について1の(3)、(9)から(18)まで、(20)から(23)までに掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（当該決定に係る事項を行わないことを決定したことを含むものとし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして1の軽微基準欄に掲げる基準（同1の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。 (2) 発行会社の親会社に2の(1)、(2)又は(7)から(10)までに掲げる事実が発生したこと（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして2の軽微基準欄に掲げる基準（同2の軽微基準欄中「発行会社」とあるのは「発行会社の親会社」と読み替える。）に該当する場合を除く。）。 (3) 発行会社の親会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まったこと。 4 当該発行会社の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容が定まった場合。なお、事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況（次の(1)から(3)までに掲げる事項をいう。）について、併せて開示しなければならない。 (1) 当該発行会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 (2) 当該発行会社と当該発行会社の社外取締役（商法第 188 条第2項第7号の2に規定する社外取締役をいう。）及び社外監査役（商法特例法第 18 条第5項第1号に規定する社外監査役をいう。）の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要 (3) 当該発行会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間（最近事業年度の末日からさかのぼって1か年）における実施状況	
--	--

5 当該発行会社の売上高、経常利益若しくは純利益若しくは利益若しくは剰余金の配当若しくは中間配当又は当該会社の属する企業集団の売上高、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該発行会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

(1) 売上高

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること。

(2) 経常利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(3) 純利益

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(4) 利益若しくは剰余金の配当又は中間配当

新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が 1.2 以上又は 0.8 以下であること。

(5) 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること。

(6) 企業集団の経常利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。

(7) 企業集団の純利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該

6 発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

(2) 株式移転

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- 次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- 次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(8) 業務上の提携又は業務上の提携の解消	(a) 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合 当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結財務諸表における資本金の額(以下この6及び7において「連結資本金額」という。)とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。 ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。) 新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この6において同じ。)を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 業務上の提携の解消を行う場合 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。 イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合 当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社の最近事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。 ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合 新会社の最近事業年度の末日における当該新
------------------------------	--

(11) リースによる固定資産の賃貸借 (12) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止 (13) 破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立て (14) 新たな事業の開始 (15) 証取法第 27 条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。) (16) 商号又は名称の変更 (17) 預金保険法第 74 条第5項の規定による申出 (18) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関	利益の増加額又は減少額が連結会社の最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が発行会社の最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合 連結会社の最近連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。 (b) リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 当該子会社に係る最近事業年度の末日における純資産額又は債務超過額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の3に相当する額未満であること。 当該子会社の希望する調停条項において調停の対象
---	---

する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て (19) (1)から(18)までに掲げる事項のほか、当該発行会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 7 発行会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合 (1) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (2) 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。	となる金銭債務の総額が、最近連結会計年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であること。 (b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
---	---

(3) 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。 (4) 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発 (5) 債権者その他の当該子会社以外の者による破産の申立て等 (6) 不渡り等 (7) 孫会社に係る破産の申立て等 (8) 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権につい	ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。 イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (a) 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の最近連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の3に相当する額未満であると見込まれるこ
--	--

て債務の不履行のおそれが生じたこと。 (9) 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止 (10) 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済 (11) 資源の発見 (12) (1)から(11)までに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの 8 発行会社の子会社(施行令第 27 条の2各号に掲げる有価証券の発行者に限る。)の売上高、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)に比較して当該発行会社の子会社が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして次に定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合 (1) 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が 1.1 以上又は 0.9 以下であること。 (2) 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であるこ	と。 (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。 次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が最近連結会計年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。 (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が最近連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が最近連結会計年度の連結当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
---	---

と。 (3) 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値)で除して得た数値が 1.3 以上又は 0.7 以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。 9 発行会社の第1四半期、第2四半期及び第3四半期における四半期財務・業績の概況が定まった場合。 10 発行会社が、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (1) 株式、新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し(1(1)に基づき報告するものを除く。) (2) 利益若しくは剰余金の配当又は中間配当(1(8)に基づき報告するものを除く。) (3) 株式の種類の変更 (4) 会社が発行する株式の総数(優先出資の総口数の最高限度を含む。)の変更(株式の分割の場合における商法第 218 条第2項による会社が発行する株式の総数の増加を含む。) (5) 株主優待方法の新設、変更又は廃止 (6) 発行会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優先的申込資格の付与 (7) 新株(優先出資を含む。)の引受人(証取法第2条第6項で規定する引受人をいう。)から、株主に対して行う当該新株の優先的申込資格の付与 (8) グリーンシート銘柄である転換社債型新株予約権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本協会が必要と認める委託契約の変更 (9) グリーンシート銘柄の償還又は消却 (10) 株式の名義書換の臨時停止 (11) 株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録(その取下げを含む。) (12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格) (13) 前各号に掲げる事項以外のグリーンシート銘柄に関する権利等に係る重要な事項	
---	--

II. 投信・SPC として区分したグリーンシート銘柄

第 3 条に規定する別表に掲げるものは、I. に掲げる事象に相当する事象である。

「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日

（下 線 部 分 変 更）

新	旧
（対象証券） 第 13 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が勧誘を行うことにより顧客（機関投資家及び第 9 条第 3 項に定める事業会社等を除く。第 15 条において同じ。）から外国取引による買付けの注文を受けることができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1～3 （ 現 行 ど お り ） 4 国内の取引所有価証券市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券。 5 国内の取引所有価証券市場に発行証券を上場している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。 2 （ 現 行 ど お り ） （対象証券） 第 34 条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等（外国優先出資証券のうち、平成 10 年 11 月 27 日付け金融監督庁・大蔵省告示第 16 号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる証券に限るものとする。 1 （ 現 行 ど お り ） 2 国内の取引所有価証券市場において取引が行われているもの又は当該取引所有価証券市場における取引が予定されているもの。 （円滑な売買の成立等） 第 37 条 国内の取引所有価証券市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。 （資料等の提供等） 第 38 条 国内の取引所有価証券市場への上場がなされていない外国株券等の国内公募の引受等	（対象証券） 第 13 条 外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券について、協会員が勧誘を行うことにより顧客（機関投資家及び第 9 条第 3 項に定める事業会社等を除く。第 15 条において同じ。）から外国取引による買付けの注文を受けることができるものは、次の各号に掲げる証券とする。ただし、海外証券先物取引等の受渡決済に伴い受渡しをする外国証券の場合は、この限りでない。 1～3 （ 省 略 ） 4 国内の取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において取引が行われている外国株券等、外国新株予約権証券及び外国債券。 5 国内の取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に発行証券を上場又は登録している発行者が発行した外国新株予約権証券及び外国債券で気配相場のあるもの。 2 （ 省 略 ） （対象証券） 第 34 条 協会員が国内公募の引受等を行うことができる外国株券等（外国優先出資証券のうち、平成 10 年 11 月 27 日付け金融監督庁・大蔵省告示第 16 号に規定するもの及びこれに類するものを除く。以下この章において同じ。）は、次に掲げる証券に限るものとする。 1 （ 省 略 ） 2 国内の取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において取引が行われているもの又は当該取引所有価証券市場若しくは当該店頭売買有価証券市場における取引が予定されているもの。 （円滑な売買の成立等） 第 37 条 国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいずれもなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員は、顧客の売買注文に関し、外国取引又は国内店頭取引によって当該注文を円滑に成立させるよう努めるものとする。 （資料等の提供等） 第 38 条 国内の取引所有価証券市場への上場又は国内の店頭売買有価証券市場への登録のいづ

新	旧
を行った協会員及び本協会は、投資者保護の観点から、次の措置を講ずることとする。 1 情報収集業務に係る方法書の提出等 イ 協会員は、外国会社との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面（以下「<u>情報収集業務方法書</u>」という。）その他本協会が必要と認める書類を国内公募の引受等を行うに当たり、あらかじめ本協会に提出するものとする。 ロ （現行どおり） ハ <u>代表協会員は、次に掲げる事項について記載した情報収集業務方法書を作成し遵守するものとする。</u> （1）<u>情報収集等の方法に関する事項</u> （2）<u>外国会社から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難となった場合の対応に関する事項</u> ニ <u>代表協会員は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに本協会に対し書面によりその旨を届け出るものとする。</u> （1）<u>上記イにより本協会に提出した契約等に関する書面の写し又は情報収集業務方法書に記載された内容に変更等が生じた場合</u> （2）<u>外国会社から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難である状況が発生又は解消した場合</u> 2 （現行どおり） 3 資料等の通知、縦覧 本協会は、代表協会員から第2号の資料等の提出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、これらを縦覧に供するものとする。 4 <u>情報収集の特例</u> イ <u>協会員は、第2号イに基づき外国会社から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難となった場合には、主たる外国有価証券市場、当該外国有価証券市場を監督する監督官庁又は本協会に準ずる自主規制機関において当該外国会社が公表した当該外国会社に関する資料等を速やかに収集し、第12条第1項及び第2項の定めるところにより顧客に提供するものとする。</u> ロ <u>代表協会員は、上記イの資料等を収集後速やかに本協会に提出するものとする。</u>	れもなされていない外国株券等の国内公募の引受等を行った協会員及び本協会は、投資者保護の観点から、次の措置を講ずることとする。 1 情報収集業務に係る方法書の提出 イ 協会員は、外国会社との契約締結等により情報の授受の信頼性を確保するとともに、当該契約等に関する書面の写し及び情報収集等に係る業務の方法を記載した書面その他本協会が必要と認める書類を国内公募の引受等を行うに当たり、あらかじめ本協会に提出するものとする。 ロ （省 略） （新 設） （新 設） 2 （省 略） 3 資料等の通知、縦覧 本協会は、代表協会員から第2号の資料等の提出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、<u>協会員等から希望があった場合は、</u>これらを縦覧に供するものとする。 （新 設）

新	旧
ハ <u>本協会は、代表協会員から上記ロの資料等の提出を受けたときは、第3号に準じて取り扱うものとする。</u> ニ <u>本協会は、代表協会員から、第1号ニ(2)に基づき、外国会社から速やかに情報提供を受け又は収集することが困難な状況が発生又は解消した旨の届出を受けたときは、その旨を速やかに会員に通知するとともに、当該事実を公表するものとする。</u> 5 継続開示会社でなくなった場合等の取扱い 本協会は、外国会社が証券取引法上の継続開示会社でなくなった場合、若しくは国内の取引所有価証券市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第1号から第3号に定める取扱いを停止することができるものとする。 イ 本国の適格外国有価証券市場において上場廃止となったとき。 ロ 本国の適格外国有価証券市場における当該銘柄の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。 ハ～ニ （現行どおり） （電磁的方法による書面の交付等） 第40条 協会員は、次に掲げる書面の交付等に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該協会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。 1～12 （現行どおり） 13 <u>第38条第4号イに規定する主たる外国有価証券市場、現地監督機関又は本協会に準ずる自主規制機関において公表された外国会社に関する資料等</u> 2 （現行どおり） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 ただし、第38条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号並びに第40条第1項第13号の改正は、平成16年10月29日から施行する。	4 継続開示会社でなくなった場合等の取扱い 本協会は、外国会社が証券取引法上の継続開示会社でなくなった場合、若しくは国内の取引所有価証券市場に上場した場合、又は次に掲げる場合その他本協会が適当と認めた場合は、第1号から第3号に定める取扱いを停止することができるものとする。 イ 本国の適格有価証券市場において上場廃止となったとき。 ロ 本国の適格有価証券市場における当該銘柄の流通の状況が著しく悪化したと認めた場合。 ハ～ニ （省 略） （電磁的方法による書面の交付等） 第40条 （省 略） 1～12 （省 略） （新 設） 2 （省 略）

外国株式に係る情報収集業務方法書

平成 年 月 日
日本証券業協会 行

〇 〇 証券株式会社 印

部 署 名

担当連絡責任者名 印
(電話番号)

当社は、我が国において募集・売出しが行われた外国株式に係る情報伝達等について、(銘 柄 名) 普通株式に係る情報収集等を下記のとおり取り扱うことといたしましたので、「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)第38条第1号イの規定に基づき、お届けいたします。

記

1. 銘 柄 名 : 記名式普通株式

2. 公 開 市 場 :

主たる公開市場	
その他の公開市場	
公開予定市場	

3. 情 報 収 集 等 :

(1) 情報収集等の方法

(2) 上記(1)に記載する情報収集等が困難となった場合の対応

4. 日本証券業協会への連絡 :

担当部署名	役職名・担当者名	電話番号	ファックス番号	メールアドレス

記載要領

外国株式に係る情報収集業務方法書

平成〇〇 年 〇 月 〇 日
日本証券業協会 行

〇 〇 証券株式会社 印

部 署 名 〇 〇 〇 〇 部

担当連絡責任者名 (役職名) 〇 〇 〇 〇 印
(電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

当社は、我が国において募集・売出しが行われた外国株式に係る情報伝達等について、〇〇〇〇社普通株式に係る情報収集等を下記のとおり取り扱うことといたしましたので、「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)第38条第1号イの規定に基づき、お届けいたします。

記

1. 銘 柄 名 : 〇〇〇〇社 記名式普通株式

2. 公 開 市 場 :

主たる公開市場	〇〇〇〇証券取引所
その他の公開市場	〇〇〇〇証券取引所
公開予定市場	〇〇〇〇証券取引所

3. 情 報 収 集 等 :
別紙のとおり

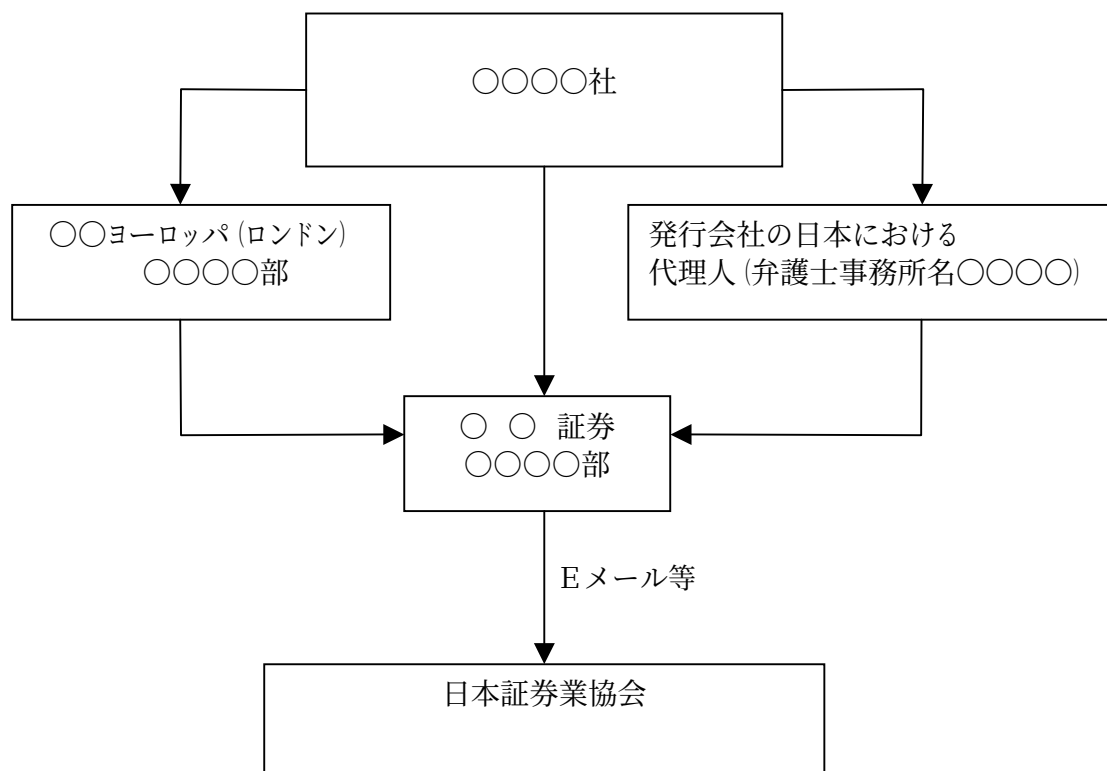
4. 日本証券業協会への連絡 :

担当部署名	役職名・担当者名	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
〇〇〇〇部	〇〇 〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇〇〇@〇〇.co.jp

記載要領

3. 情報収集等**(1) 情報収集等の方法**

〇〇〇〇証券取引所等の定めにより公表される発行会社の記者発表資料及び株主へ公表されるアニュアルレポートなどの外国会社が公表した投資者の投資判断に資する資料等については、下記の流れに基づき日本証券業協会に提出する。

**(2) 上記(1)に記載する情報収集等が困難となった場合の対応**

- ① 当社は、外国会社及び国内の代理人のいずれから、速やかに情報収集等を行うことが困難となったときは、直ちにその旨を日本証券業協会（以下「協会」という。）に通知するものとする。
- ② 当社は、上記①の通知を行った日以降、外国会社又は国内の代理人から情報収集等を行うことが可能となり、協会に対して④の通知を行う日までの間、当該外国会社が上場する主たる外国有価証券市場、当該外国有価証券市場を監督する監督官庁又は協会に準ずる自主規制機関において当該外国会社が公表した情報又は資料（以下「情報等」という。）を速やかに収集するものとする。
- ③ 当社は、上記②により収集した情報等については、当該情報等の出所を明らかにして、収集後速やかに協会に提出し、「外国証券の取引に関する規則」第12条第1項及び第2項に定めるところにより顧客に提供するものとする。
- ④ 当社は、外国会社又は国内の代理人から、情報収集等を行うことが可能となったときには、直ちにその旨を協会に通知するものとする。

「『上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成16年10月29日
(下線部分変更)

新	旧
(売買の報告) 第3条 会員は、規則第 10 条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 1 <u>取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム</u> (以下「報告・公表システム」という。) (私設取引システム運営業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議) の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム) に規則第 10 条各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法 2 (現行どおり) 2 } (現行どおり) 3 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(売買の報告) 第3条 会員は、規則第 10 条の報告を行おうとするときは、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 1 「<u>店頭売買有価証券の売買その他の取引等に関する規則</u>」(公正慣習規則第 1 号の 2) 第 2 条第 6 号に定める JASDAQ 情報伝達システム (以下「報告・公表システム」という。) (私設取引システム運営業務の認可を受けた会員が当該業務により成立させた取引所外売買については、「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議) の定めるところにより、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム) に規則第 10 条各号に掲げる事項を入力することにより報告する方法 2 (省 略) 2 } (省 略) 3

**「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）
の一部改正について**

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
(照合通知書による報告) 第 9 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 前項第 4 号に掲げる信用取引に係る未決済勘定又は前項第 6 号に掲げる先物取引等に係る未決済勘定の記載事項については、当該照合通知書が証券取引所の定める信用取引に関する通知書又は先物取引等に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(照合通知書による報告) 第 9 条 (省 略) 2 (省 略) 3 前項第 4 号に掲げる信用取引に係る未決済勘定又は前項第 6 号に掲げる先物取引等に係る未決済勘定の記載事項については、当該照合通知書が証券取引所若しくは本協会の定める信用取引に関する通知書又は先物取引等に関する通知書の送付と同一の時期に送付されるときは、これを省略することができる。

「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）の一部改正について

平成16年10月29日
(下線部分変更)

新	旧
(禁 止 行 為) 第 9 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1～24 (現行どおり) 25 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき証券取引所が当該空売りの直近に公表した価格(以下「直近公表価格」という。)以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、空売り府令第3条及び第4条に規定する取引及び証券取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く(次号において同じ。) 26 (現行どおり) 27 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(「証券会社に関する内閣府令」第21条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(証取法第2条第3項第1号に規定する適	(禁 止 行 為) 第 9 条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 1～24 (省 略) 25 顧客から受託をした空売りについて、当該空売りに係る有価証券につき証券取引所又は本協会が当該空売りの直近に公表した価格(以下「直近公表価格」という。)以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、空売り府令第3条及び第4条に規定する取引及び証券取引所又は本協会が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く(次号において同じ。) 26 (省 略) 27 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(「証券会社に関する内閣府令」第21条第2号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧

新	旧
格機関投資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	客（証取法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家を除く。）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。

**「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)
の一部改正について**

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
(過当勧誘の防止等) 第 8 条 (現行どおり) 2 会員は、証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (現行どおり) 3 会員は、前項各号に掲げる銘柄及び証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1 証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 証券取引所が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 3 (現行どおり) 4～5 (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(過当勧誘の防止等) 第 8 条 (省 略) 2 会員は、<u>本協会</u>若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛するものとする。 1 <u>本協会又は証券取引所</u>が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 (省 略) 3 会員は、前項各号に掲げる銘柄及び<u>本協会若しくは証券取引所</u>又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、顧客から信用取引を受託する場合において、当該顧客に対し、これらの措置が行われている旨及びその内容を説明するものとする。 1 <u>本協会又は証券取引所</u>が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄 2 <u>本協会又は証券取引所</u>が信用取引に係る委託保証金の率の引上げ(委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。)措置を行っている銘柄 3 (省 略) 4～5 (現行どおり)

「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第14号)の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
(オーバーアロットメント) 第7条の3 (現行どおり) 2 ゝ } (現行どおり) 3 4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄の上場を除く。以下この項並びに第 14 条第 1 号及び第 2 号において「<u>新規公開</u>」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規公開の日の前日まではグリーンシュエプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(オーバーアロットメント) 第7条の3 (省 略) 2 ゝ } (省 略) 3 4 証券取引所への上場(国内の他の証券取引所に既に上場されている銘柄及び店頭登録銘柄の上場を除く。)又は店頭登録銘柄としての本協会への登録(以下この項及び第 14 条第 1 号において「<u>新規株式公開</u>」という。)に際して行う募集又は売出しにおいては、当該新規株式公開の日の前日まではグリーンシュエプションの行使及びシンジケートカバー取引を行うことができない。

「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第16号）の一部改正について

平成16年10月29日

（下線部分変更）

新	旧
（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘） 第8条 （ 現行どおり ） 2 会員は、証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、証券仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。 1 証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 （ 現行どおり ） 3 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	（過当勧誘の防止及び株式等の規制銘柄に係る投資勧誘） 第8条 （ 省 略 ） 2 会員は、本協会若しくは証券取引所又は証券金融会社により次の各号に掲げる措置が採られている銘柄については、証券仲介業者に信用取引の勧誘を自粛させなければならない。 1 <u>本協会</u>又は証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄 2 （ 省 略 ） 3 （ 省 略 ）

「上場有価証券の安定操作取引について」(理事会決議)の廃止について

平成 16 年 10 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

「上場有価証券の安定操作取引について」(理事会決議)については、本協会が別に定める日をもって廃止することとする。

以 上

「有価証券の公開買付者の関係者となる会員の遵守すべき事項等について」(理事会決議)の廃止について

平成 16 年 10 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

「有価証券の公開買付者の関係者となる会員の遵守すべき事項等について」(理事会決議)については、本協会が別に定める日をもって廃止することとする。

以 上

「選択権付債券売買取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
この理事会決議は、協会員が店頭において行う選択権付債券売買取引に関し、選択権料の気配の公表、売買契約の締結、売買取引の方法等について必要な事項を定め、同取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護に資することを目的とする。 1 ～ (現行どおり) 15 16 売買証拠金の代用 (1) (現行どおり) (2) 売買証拠金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価（合理的かつ適正な価格又は気配値をいう。）に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① (現行どおり) ② 削 除 ③～⑦ (現行どおり) ⑧ 削 除 ⑨～⑰ (現行どおり) (3)～(4) (現行どおり)	(省 略) 1 ～ (省 略) 15 16 売買証拠金の代用 (1) (省 略) (2) (省 略) ① (省 略) ② <u>本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）</u> 100 分の 65 ③～⑦ (省 略) ⑧ <u>本協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）</u> 100 分の 75 ⑨～⑰ (省 略) (3)～(4) (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
この理事会決議は、会員が行う株券等の貸借取引(以下「株券等貸借取引」という。)に関し、株券等貸借取引契約の締結、取引の方法等について必要な事項を定め、株券等貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ① } } (現行どおり) ⑩ ⑪ 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ (現行どおり) ロ <u>削除</u> ハ } } (現行どおり) ヘ 3 { (現行どおり) 5 6. 担保金の代用 (1) (現行どおり) (2) 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① (現行どおり)	(省 略) 1. (省 略) 2. 定義 (省 略) ① } } (省 略) ⑩ ⑪ 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ (省 略) ロ <u>6. (2)②に規定する株券、6. (2)⑨に規定する転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債のうち、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)のうち本協会に登録されているもの</u> <u>本協会が公表する午後3時(半休日においては、午前 11 時)現在における直近の売買価格</u> ハ } } (省 略) ヘ 3 { (省 略) 5 6. 担保金の代用 (1) (省 略) (2) 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ① (省 略)

新	旧
② 削除 ③ { } (現行どおり) ⑧ ⑨ 削除 ⑩ { } (現行どおり) ⑳ (3) (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	② <u>本協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u> 100 分の 70 ③ { } (省 略) ⑧ ⑨ <u>本協会にその株券が登録されている会社(株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。)</u>が発行する<u>転換社債型新株予約権付社債券(その発行に際して、元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)</u> 100 分の 80 ⑩ { } (省 略) ⑳ (3) (省 略)

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
株券等貸借取引の担保金代用有価証券の代用価格に関する取扱いについて (削 る) (削 る)	信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する取扱いについて 1 信用取引及び貸借取引に関する細則第 20 条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定による同第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 (1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。) 100 分の 80 (2) 本協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。) 100 分の 80 (3) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。)及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100 分の 80 2 信用取引及び貸借取引に関する細則第 25 条第 1 項に規定する超過額を除すべき率は、同第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)については、同第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 (1) 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。))を含む。) 100 分の 80 (2) 本協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。) 100 分の 80 (3) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100 分の 80

新	旧
「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議) 6. (2)及び同 7. の規定による同 6. (2)①及び⑥に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 (1) (現行どおり) (削 る) (2) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日(証券取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの 100 分の 80 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	3 株券の貸借取引の取扱いについて(理事会決議) 6. (2)及び同 7. の規定による同 6. (2)①、②及び⑥に掲げる有価証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。 (1) (省 略) (2) <u>本協会に登録されている株券(店頭管理銘柄として登録されているものを除く。)</u> 100 分の 80 (3) 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外の<u>受益証券</u> 100 分の 80

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「債券の空売り及び貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
この理事会決議は、協会員が店頭において行う債券の空売り及び商品有価証券勘定に係る債券の貸借取引（以下「債券貸借取引」という。）に関し、債券貸借取引契約の締結、対象債券の範囲、取引の方法等について必要な事項を定め、貸借取引を公正かつ円滑ならしめ、もって公社債市場の健全な発展に資することを目的とする。 1 ～ (現行どおり) 7 8 取引担保金の代用 (1) (現行どおり) (2) 取引担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は、次に掲げるものとし、その受入れの際の代用価格は、その前日における時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 ただし、借入者が上場会社又はこれに準ずる法人であって、経済的、社会的に信用のある取引相手方である場合には、有価証券等の種類は当事者間の合意によることができるものとし、代用価格は、受け入れる有価証券等の時価を基準とした合理的な額とすることができる。 ① (現行どおり) ② 削 除 ③～⑦ (現行どおり) ⑧ 削 除 ⑨～⑳ (現行どおり)	(省 略) 1 ～ (省 略) 7 8 取引担保金の代用 (1) (省 略) (2) (省 略) ① (省 略) ② <u>本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）</u> 100 分の 65 ③～⑦ (省 略) ⑧ <u>本協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）</u> 100 分の 75 ⑨～㉑ (省 略)

新	旧
(3)～(4) (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	(3)～(4) (省 略)

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「証券業経理の統一について」（理事会決議）の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新				旧			
本理事会決議は、会員が適正な会計処理を行うため、証券会社に関する内閣府令第 32 条第 3 項に定める金融庁長官の定める会計処理の方法として、証券業固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について証券業経理に関する統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が同府令に定める営業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、本理事会決議の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。				本理事会決議は、会員が適正な会計処理を行うため、証券会社に関する内閣府令第 32 条第 3 項に定める金融庁長官の定める会計処理の方法として、証券業固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について証券業経理に関する統一基準を下記のとおり定めるものである。会員が同府令に定める営業報告書及び<u>主要勘定残高表</u>など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、本理事会決議の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。			
Ⅰ 貸借対照表科目に関する証券業固有の勘定科目とその内容・計上基準				Ⅰ 貸借対照表科目に関する証券業固有の勘定科目とその内容・計上基準			
大科目	中科目	内 容	備 考	大科目	中科目	内 容	備 考
<u>流 動 資 産</u>				<u>流 動 資 産</u>			
短期差入保証金	発行日取引差入証拠金	発行日取引に関し、 <u>証券取引清算機関</u> 又は他の証券会社に差し入れている売買証拠金	(現行どおり)	短期差入保証金	発行日取引差入証拠金	発行日取引に関し、 <u>証券取引所、証券業協会</u> 又は他の証券会社に差し入れている売買証拠金	(省 略)

新				旧			
	先物取引差入 証拠金	先物取引に関し、取引所又は証券取引清算機関に差し入れている取引証拠金又は他の証券会社に差し入れている委託証拠金（顧客から受け入れた証拠金で取引所又は証券取引清算機関へ直接預託した額を除く。）			先物取引差入 証拠金	先物取引に関し、 <u>証券取引所等</u> に差し入れている取引証拠金又は他の証券会社に差し入れている委託証拠金（顧客から受け入れた証拠金で取引所へ直接預託した額を除く。）	
	有価証券引渡 票支払金	売付証券の引渡遅延により、 <u>証券取引清算機関</u> 又は買方会員に預託している受渡代金相当額			有価証券引渡 票支払金	売付証券の引渡遅延により、 <u>証券取引所、証券業協会</u> 又は買方会員に預託している受渡代金相当額	
<u>流動負債</u>				<u>流動負債</u>			
受入保証金	先物取引受入 証拠金	顧客から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金（取引所又は <u>証券取引清算機関</u> へ直接預託した額を除く。）		受入保証金	先物取引受入 証拠金	顧客から先物取引の委託証拠金として受け入れている現金（取引所へ直接預託した額を除く。）	
付 則							
この改正は、本協会が別に定める日から施行する。							

（注）今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
1. 目的 この理事会決議は、証券取引法第 34 条第 1 項第 8 号に規定する累積投資契約を締結して行う株券の共同買付累積投資(以下「株式累積投資」という。)及び会員が予め選定した銘柄に係る証券取引所又は本協会の定める 1 売買単位(商法第 221 条第 1 項の規定に基づき発行会社が定める 1 単元の株券の数をいう。以下同じ。)に満たない株券について株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の証券保管振替制度(以下「保振制度」という。)を利用して行う定型の方法による売買取引(以下「株式ミニ投資」という。)に関して、売買その他の取引の執行、売買代金の決済、証券の保管及び権利の処理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。 2. 2. (現 行 ど お り) 3. 4. 買付の方法等 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 (1) 取引所有価証券市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行うものとする。 (2) 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場の価格に基づき、継続的に行うものとする。 (3) 上記(2)の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。 6. 売却 (1) 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたと	1. 目的 (省 略) 2. 2. (省 略) 3. 4. 買付の方法等 顧客からの払込金の受入れに基づいて生じた預り金をもって買付注文を執行する場合は、次の各号に定めるところにより適正に行わなければならない。 (1) 取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場を通じて買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、継続的に行うものとする。 (2) 仕切売買による店内対当の方法により買付注文を執行する場合は、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、予め定めた買付注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の価格に基づき、継続的に行うものとする。 (3) 上記(2)の価格について、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。 6. 売却 (1) 会員は、顧客から売却の申し込みを受けたと

新	旧
きは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場における一定時の価格に基づき行うものとする。 (2) 上記(1)の価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。	きは、予め定めた売却注文を執行する日の、予め定めた取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における一定時の価格に基づき行うものとする。 (2) 上記(1)の価格について、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。
7. 株式累積投資の自己分に係る区分管理 (1) } (現行どおり) (3) (4) 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、証券取引所の定める1売買単位で行わなければならない。	7. 株式累積投資の自己分に係る区分管理 (1) } (省 略) (3) (4) 会員は、株式累積投資に係る売買に伴い、株式累積投資口とその他の間において株券の移動が生ずる場合は、証券取引所又は本協会の定める1売買単位で行わなければならない。
8. 株式ミニ投資に係る取引単位等 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 証券取引所の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。 (2) } (現行どおり) (3)	8. 株式ミニ投資に係る取引単位等 会員が顧客との間で行う株式ミニ投資に係る取引の単位等は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 証券取引所又は本協会の定める1売買単位の10分の1単位の株券の持分を取引単位(以下「取引単位」という。)とする。 (2) } (省 略) (3)
9. 取扱い対象銘柄 会員は、証券取引所に上場されている株券であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。	9. 取扱い対象銘柄 会員は、証券取引所に上場されている株券又は本協会が店頭売買有価証券として登録原簿に登録した株券(店頭管理銘柄である株券を除き、以下「店頭登録銘柄」という。)であって、単元株制度採用銘柄(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第6条の2に基づく当該株券の発行者が同意したものに限る。)の中から株式ミニ投資に係る取引の対象とする銘柄(以下「選定銘柄」という。)を選定するものとする。
11. 株式ミニ投資の自己分に係る区分管理 (1) } (現行どおり) (3) (4) 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移	11. 株式ミニ投資の自己分に係る区分管理 (1) } (省 略) (3) (4) 会員は、株式ミニ投資に係る売買に伴い、株式ミニ投資口とその他の間において株券の移

新	旧
動が生ずる場合は、証券取引所の定める1売買単位で行わなければならない。 15. 約定価格 (1) 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた取引所有価証券市場の価格に基づき決定するものとする。 (2) 上記(1)の約定価格について、取引所有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。 17. 売買規制の準用 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、証券取引所の定める業務規程及び受託契約準則に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	動が生ずる場合は、証券取引所又は本協会の定める1売買単位で行わなければならない。 15. 約定価格 (1) 株式ミニ投資に係る会員と顧客との約定価格は、約定日における予め定めた取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の価格に基づき決定するものとする。 (2) 上記(1)の約定価格について、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の価格に基づき決定する場合は、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の一定時における最良気配の範囲内の価格若しくは売買高加重平均価格でなければならないものとする。 17. 売買規制の準用 会員は、顧客との間で株式ミニ投資に係る取引を行う場合は、証券取引所の定める業務規程及び受託契約準則並びに本協会の「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)に定める売買取引に関連する条項に従わなければならない。

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

**「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の
一部改正について**

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
別 紙	別 紙
「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) (現行どおり) (2) (<u>削 除</u>) (3) 「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議) 3 (2) 及び (3) に規定する個別取引明細書 (4)～(19) (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面 (1) (省 略) (2) 「<u>信用取引及び貸借取引に関する細則</u>」第 43 条第 1 項に規定する通知書 (3) 「株券の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議) 3 (2) 及び (3) に規定する個別取引明細書 (4)～(19) (省 略)

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
1 目 的 この理事会決議は、アナリスト・レポートの取扱い等に関し、会員が遵守すべき事項を定めることにより、アナリスト・レポートの作成、使用等に係る業務が適正かつ公正に遂行されることを図り、もって、投資者に対する適正かつ有効な情報提供及びアナリストの資質の向上に資することを目的とする。 2 (現行どおり) 5 6 利益相反についての表示等 (1)～(2) (現行どおり) (3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し（証券取引所への上場に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合を除く。）に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日から起算して 10 営業日を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 (4) (現行どおり) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	1 目 的 (省 略) 2 (省 略) 5 6 利益相反についての表示等 (1)～(2) (省 略) (3) 会員は、自社が株式の募集又は売出し（証券取引所への上場又は本協会への登録に伴うものに限る。ただし、既に他の証券取引所に株式が上場されている場合又は本協会に株式が登録されている場合を除く。）に関し主幹事会社となり、当該募集又は売出しに係る有価証券届出書等の提出日以後、上場日又は登録日から起算して 10 営業日を経過するまでの間に当該会社の株式に係るアナリスト・レポートを発表する場合には、当該アナリスト・レポートにおいてレーティング及び目標株価を表示してはならない。 (4) (省 略)

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

**「私設取引システム価格情報等公表システムを通じた報告及び公表の取扱いについて」(理事会決議)
の一部改正について**

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
1. 目的 この理事会決議は、私設取引システム運営業務の認可を受けた会員(以下「認可会員」という。)が当該業務(以下「認可業務」という。)により成立させた売買について、本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等公表システム(以下「PTS システム」という。)を通じて報告する場合の取扱いについて必要な事項を定める。 2. 定めのない事項の取扱い この理事会決議に定めのない事項は、「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号。以下「取引所市場外売買規則」という。)及び「<u>上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則</u>」に関する細則」(以下「<u>取引所市場外売買細則</u>」という。)に定めるところによる。 4. 売買の報告 (1) PTS システム報告会員は、認可業務により成立させた売買について、取引所市場外売買規則第 10 条第 1 項の規定による報告を、<u>取引所市場外売買に関する報告及び公表の用に供するシステムに代えて、PTS システムを通じて行わなければならない。</u> (2) 〃 〃 (現行どおり) (3) 〃 〃 (削 る) 5. 最良気配の報告 (1) 〃 〃 (現行どおり) (4) 〃 〃 (5) 取引所市場外売買規則の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に気配を提示する場合は、改めて、PTS システムを通じて最良気配を報告しなければならない。 (6) 〃 〃 (現行どおり) 6. 報告の訂正・取消し (1) PTS システム報告会員は、4. (1)の規定に基	1. 目的 (省 略) 2. 定めのない事項の取扱い この理事会決議に定めのない事項は、「<u>店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則</u>」(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「<u>店頭売買規則</u>」という。)及び「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第 5 号。以下「取引所市場外売買規則」という。)並びにこれらの細則に定めるところによる。 4. 売買の報告 (1) PTS システム報告会員は、認可業務により成立させた売買について、<u>店頭売買規則第 47 条第 1 項及び取引所市場外売買規則第 10 条第 1 項の規定による報告を、JASDAQ 情報伝達システムに代えて、PTS システムを通じて行わなければならない。</u> (2) 〃 〃 (省 略) (3) 〃 〃 (4) <u>PTS システム報告会員については、店頭売買規則第 47 条第 2 項及び第 3 項の規定は適用しない。</u> 5. 最良気配の報告 (1) 〃 〃 (省 略) (4) 〃 〃 (5) <u>店頭売買規則又は取引所市場外売買規則</u>の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に気配を提示する場合は、改めて、PTS システムを通じて最良気配を報告しなければならない。 (6) 〃 〃 (省 略) 6. 報告の訂正・取消し (1) PTS システム報告会員は、4. (1)の規定に基

新	旧
づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、取引所市場外売買細則第 17 条第 2 項第 5 号イの規定による報告を、<u>取引所外売買に関する報告及び公表の用に供するシステム</u>に代えて、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。ただし、訂正又は取消しを行おうとする売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムに代えて、所定の報告票により報告しなければならない。 (2) { } (現行どおり) (4) 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする場合は、<u>店頭売買規則第 12 条及び「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」に関する細則</u>第 17 条第 2 項第 5 号イの規定による報告を、<u>JASDAQ 情報伝達システム</u>に代えて、PTS システムを通じて、すみやかに行わなければならない。ただし、訂正又は取消しを行おうとする売買が行われた日の翌日以降に当該訂正又は取消しを行おうとする場合は、PTS システムに代えて、所定の報告票により報告しなければならない。 (2) { } (省 略) (4)

(注) 今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。

「引け値を条件とした取引及びこれに伴う自己取引について」(理事会決議) の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
(下線部分変更)

新	旧
1. 目的 この理事会決議は、引け値を条件とした取引の受託及びこれに伴う自己取引に係る社内管理体制の整備について定め、取引の公正性を図り、もって投資者保護に資することを目的とする。 2. 定義 この理事会決議において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 引け値を条件とした取引 会員が顧客との間で取引所有価証券市場に上場している有価証券について、取引所有価証券市場における当日の終値を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、終値決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引 (2) 自己取引 引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所有価証券市場において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買（取引所有価証券市場にあっては売買立会による売買に限る。） 3. 社内管理体制の整備 (1) 会員は、引け値を条件とした取引及びこれ	1. 目的 (省 略) 2. 定義 この理事会決議において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 引け値を条件とした取引 会員が顧客との間で取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（以下「<u>取引所有価証券市場等</u>」という。）に上場又は登録している有価証券について、取引所有価証券市場等における当日の終値（<u>店頭売買有価証券市場にあっては午後 3 時現在（半休日の場合は午前 11 時現在）における直近の売買価格をいう。以下「終値等」という。</u>）を基にした価格で売買することをあらかじめ約し、<u>終値等</u>決定後に当該価格で執行する取引及びこれに準ずる取引 (2) 自己取引 引け値を条件とした取引の執行に先立ち、会員が取引所有価証券市場等において当該取引により発生する自己ポジションのリスクヘッジのために行う自己勘定による同一銘柄の有価証券の売買（取引所有価証券市場にあっては売買立会による売買、<u>店頭売買有価証券市場にあっては J A S D A Q 売買システム稼働時間内に行う売買</u>に限る。） 3. 社内管理体制の整備 (1) 会員は、引け値を条件とした取引及びこ

新	旧
に伴う自己取引を行う場合には、次に掲げる事項を含めた社内規則を制定するものとする。 ① （ 現行どおり ） ② 自己取引を執行する際の手続きについて イ （ 現行どおり ） ロ 終値決定前の取引に係る留意点又は制約に関する事項 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	れに伴う自己取引を行う場合には、次に掲げる事項を含めた社内規則を制定するものとする。 ① （ 省 略 ） ② 自己取引を執行する際の手続きについて イ （ 省 略 ） ロ 終値等決定前の取引に係る留意点又は制約に関する事項

（注）今後、この「理事会決議」は、自主規制会議規則第 12 条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱われることとなります。